

十和田市自治基本条例の骨格（構成）（案）とキーワード

<p>【前文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権の保護 ・ 自然環境の保全、保護 ・ セーフコミュニティの精神 ・ 子どもの人権 ・ ボランティア活動、出来ることを自ら行う意識、市民が繋がる意識、絆を大切に 	<p>【第6章】情報の公開と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の持つ情報を職員間で共有する ・ 市民が用意に情報を入手できる仕組みを
<p>【第1章】総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 ・ 定義 	<p>【第7章】私たちのめざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権の尊重 ・ セーフコミュニティの精神 ・ 連携 ・ 行政との協働
<p>【第2章】市民（住所を有する人、働く人、学ぶ人、活動する団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の権利（①安全で安心な生活を営む権利、②地域づくりに参加する権利、③情報を知る権利「わかりやすく」、④移動する権利） ・ 市民の役割（①地域づくりに主体的に取り組む、②自然・環境を守る、③地域で子育てする、④人に優しい街、⑤ふるさとを大切にする） ・ 事業者、団体等の役割（①地域づくりに寄与する） 	<p>【第8章】子どもの権利（花巻市の条文を参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりに参画する権利 ・ 市民、議会、行政による子どもの人権保護と健やかに育つ環境づくり
<p>【第3章】議会及び議員（札幌市の条文を参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の役割と責務 ・ 市民に開かれた議会 ・ 議員の役割と責務 	<p>【第9章】住民投票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民投票（常設型？事案別型？）
<p>【第4章】市長及び職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員（地域社会の一員としてまちづくりに関わる） 	<p>【第10章】施行後の検証と見直し</p>
<p>【第5章】行政運営の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画（策定の際に市民が関わる仕組み） ・ 行政が市民にとって身近になるような仕組み、努力を 	

※5月18日の“しゃべり場”を終えた時点でのまとめ。

○今後は、十和田委自治基本条例の理念、特徴等を明らかにする。

（市長、行政担当部局等のヒアリング、議会・議員の意向等を踏まえ、市民検討委員会としてのスタンスをもって明らかにする）